

大田区都市計画審議会（第147回）

目 的	1 東京都市計画大田区都市計画マスタープランの改定（大田区決定）について
日 時	<p>平成23年2月17日（木）</p> <p>開会 2時01分</p> <p>閉会 3時50分</p>
場 所	大田区役所本庁舎2階 201～203会議室
委 員	<p>○ 谷口汎邦 ○ 池添 皞 ○ 志水英樹</p> <p>欠 中井検裕 ○ 小篠映子 ○ 小林みどり</p> <p>○ 海老澤信吉 ○ 塩野目正樹 ○ 古山昌子</p> <p>○ 丸山かよ ○ 木村 勝 ○ 清水菊美</p> <p>欠 樋口幸雄 ○ 遠藤孝一 ○ 菊地勝昭</p> <p>○ 馬場宏二郎 ○ 佐野元康 欠 松田喜敏</p> <p style="text-align: right;">○印出席者</p>
出 席 幹 事	<p>副区長（秋山）</p> <p>まちづくり推進部長（堤）</p> <p>再開発担当部長（杉坂）</p> <p>まちづくり推進部都市計画担当課長（鈴木）</p>

傍聴者 7名

議 事	件 名	東京都市計画大田区都市計画マスタープランの改定（大田区決定） について
	概 要	
<u>議決事項</u>		東京都市計画大田区都市計画マスタープランの改定（大田区決定） については、「大田区都市計画マスタープラン（改定原案）」をも って「大田区都市計画マスタープラン（改定案）」とすることが適 当である。
その他		
提出資料	資料 1	大田区都市計画マスタープラン（改定原案）
	資料 2	大田区都市計画マスタープラン（改定原案）の変更点につ いて
	資料 3	大田区都市計画マスタープラン（改定素案）に係るパブリ ックコメント及び区民説明会の報告について

鈴木幹事 お待たせいたしました。皆様、こんにちは。本日はお忙しい中
をご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます、都市計画担当課長の鈴木
でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、前回の審議会以降に委員の交代がございましたので、副
区長よりご紹介させていただきます。副区長、よろしくお願いいたします
します。

秋山幹事 それでは、委員の交代がございましたので、新しい委員の方を
ご紹介させていただきたいと思えます。

10月1日付で東京都の委員の交代でございます。蒲田消防署長、
佐野元康委員でございます。

佐野委員 佐野でございます。よろしくお願いいたします。

秋山幹事 よろしくお願ひいたします。

なお、本日出席の幹事につきましては、お手元の一覧表のとおり
でございます。

また、その他に後ほど審議をいただきます予定となっております
都市計画マスタープラン改定の庁内検討委員会のメンバーも出席し
ております。よろしくお願いいたします。

鈴木幹事 本日は今年最初の審議会ということでございますので、開会に
先立ちまして、秋山副区長よりご挨拶をいただきたいと思えます。
よろしくお願いいたします。

秋山幹事 改めまして、こんにちは。本日、お寒い中、また、お忙しい中、
ご出席をいただきまして本当にありがとうございます。今年初めての
の都市計画審議会ということでございますので、一言ご挨拶をさせ
ていただきます。

池上梅園の梅も、大体、今、五、六分咲きぐらいですか。先週末
はちょっと雪が降ったり雨降ったりということで寒かったので、少
し開花がおくれているかなという状況ですけれども、非常に良い見
ごろの時期になってございます。そういった今日、今年第1回目の
都市計画審議会ということになります。大勢の皆さんにお集まりい
ただきまして、ありがとうございます。

ちょうど今日、来年度予算の記者会見を1時からさせていただきます

ました。大田区といたしましては、来年度、2,308 億円強ということで予算を組ませていただきました。約 1.8%の増ということになってございます。こういった厳しい状況の中で、地域の皆様の安全・安心をしっかりと守っていくための、予算を組み上げようということで努力をしてまいりました。庁内的には、一般的な義務経費にマイナスシーリング5%を掛けまして、必要な部分にその分を振り分けていこうということで、予算組みをさせていただきました。今年4月には、区長選も、それから今日ご出席の議員の先生方の選挙もございますので、一応骨格予算ということにしてございますけれども、区民の生活に支障がない範囲で予算を組ませていただきました。これから私どもとしては、この予算を執行しながら、区民の皆さんの生活の基盤をしっかりと支えていきたいというふうに思っております。

今回、都市計画審議会の中で、都市計画マスタープランのご審議をお願いしてございます。一昨年の10月に改定委員会を設置させていただきまして、3回に及ぶ審議をしていただきました。今日は4回目ということで、最終の審議ということになります。今まで先生方からご意見を頂戴いたしました部分について盛り込ませていただいた部分もございますので、そういったところを含めて、今日しっかりとご審議をいただいて、ご提言をいただければありがたいというふうに思います。

この審議会を経まして、できれば、私どもとしては、先生方のご意見をまとめたものとして、都市計画マスタープランの改定案ということでご答申を賜りたいというふうに思っております。今日も短い時間ではございますけれども、慎重なご審議をいただければありがたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

鈴木幹事 ありがとうございます。

それでは、都市計画審議会の議事録の署名についてのお願いでございます。本日の審議会につきましては、順番で、海老澤委員にお願いしたいと思います。

本日の委員の出席状況ということでございますが、3名の委員が所用のため欠席でございますが、定足数を満たしております。

また、本日の傍聴申込者の数は7名となっております。

では、会長、開会方、よろしくお願ひしたいと思ひます。

谷口会長　　こんにちは。谷口でございます。昨年同様に本年もよろしくご指導、ご理解を賜りたいと思っております。

それでは、傍聴者の入室を許可します。

(傍聴者入室)

谷口会長　　大田区都市計画審議会は、本日が147回でございますけれども、第1回目から、私、一委員としてお手伝いをしてまいりましたが、マスタープランの改定に関しまして、このように非常にきめの細かい、中身のあるご検討、ご指導いただいたことは初めての経験でございます。大変意義があったと感じております。本日、第4回に一つの大きなまとめをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご指導、ご理解のほどをお願い申し上げます。

新たに委員にご就任いただきました佐野委員様、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

佐野委員　　お願ひします。

谷口会長　　それでは、ただいまより第147回大田区都市計画審議会を開会いたします。

議題に入らせていただきたいと思います。大田区長より大田区都市計画審議会会長あてに平成21年9月17日付で諮問のございました「大田区都市計画マスタープランの改定（大田区決定）について」を議案といたします。

それでは、この議案を上程いたします。この案件は、継続して審議しておりまして、本日が第4回目でございます。諮問文の朗読は省略させていただきます。

幹事より議案の説明をお願いします。

鈴木幹事　　それでは、まず配布資料の確認でございます。

お手元の「改定原案」（「大田区都市計画マスタープラン（改定原案）」）と、それから改定原案の「変更点」（「大田区都市計画マスタープラン（改定原案）の変更点について」）、それから「大田区都市計画マスタープラン（改定素案）に係るパブリックコメント及び区民説明会の報告について」と、三つ資料があるはずでござ

いますが、不足等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。では、その資料に基づきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料の1、2の「改定原案」と「変更点」ということでございます。この「改定原案」につきましては、区民説明会やパブリックコメント、それから区民、それから議員の先生方からご意見をいただきまして、反映させたものということでございます。

それでは、「改定素案」から「改定原案」の主な変更点について、新旧対照表という形になってございますので、それで説明をさせていただきたいと思っております。逐次、「改定原案」をお開きいただきまして、説明を聞いていただきたいというふうに考えております。

まず3ページでございます。「改定原案」の3ページになりますが、都市計画マスタープランの位置づけに区民というのを明記したというところで、「改定素案」では「区民」という言葉が抜けてございまして、計画の体系も少し整理させていただきまして、こういった形にさせていただきました。

続きまして、5ページでございます。中段のところに、将来人口の想定ということ新たに追加させていただいております。人口想定の根拠ということがございまして、「おおた未来プラン 10年」と基本的には整合性を持たせるということで、今、21年で約69万人、人口がございまして、1万人以上増えるということで約70万人ということで、20年後はこのぐらいになるだろうというような一つの根拠ということをつけ加えさせていただいたところがございます。

続きまして、ちょっと飛びますが、34ページでございます。34ページの、「土地利用方針」の中の⑬ということで、従来は「密集改善型市街地」というような形で掲げてございましたが、土地利用の方針の位置づけの変更ということに伴いまして、「防災性の向上を図る地区」という形にさせていただいております。内容については、大きな変更はございません。

続きまして、37ページでございます。上から4行目、5行目になりますが、「未整備の都市計画道路について、整備の優先度等を

定める事業化計画の検討とあわせて、必要性を検証します」という形にさせていただいております。これは長期の未着手の都市計画道路についての考え方を少し整理させていただいたところでございます。

続きまして、38 ページでございます。「②新しい公共交通網の整備再編」の三つ目のところでございますが、「主要鉄道駅からの新しい公共交通システムの導入推進」と入れさせていただいております。これにつきましては、「改定素案」ではバスに限定したようなとらえ方がちょっとされておまして、「都市計画マスタープランなので広く考えて、バスに限定せずに新しい公共交通システムを入れたらどうか」というご意見がございましたので、ここを広くとらえて、こういう形で記述を改めさせていただいております。

続きまして、47 ページでございます。47 ページの上から3行目以降でございますが、「開発指導要綱に定める事前協議…」というところを入れさせていただきました。これは昨年12月、「地域力を生かした大田区まちづくり条例」というものを制定いたしましたので、その辺の記述から住宅・住環境整備の方針という中に組み込ませていただいたというところでございます。

続きまして、48 ページでございます。48 ページの下のほうの施策の「②地域の特性に見合った工業の配置」という中の二つ目でございますが、「改定素案」の中ではメッキだとか、業種をある程度限定した書き方をしてございました。しかし、地域の特性に見合った工業の配置については、産業の様々な業態を視野に入れた記述にしたほうが良いだろうということがございまして、こういった形に変えさせていただいております。

それからちょっと「変更点」の中にもれてございましたが、55 ページの「環境のまちづくり方針」の中の「④ヒートアイランドの改善」というものがあるが、「風の道を阻害しない云々」という記載がございましたが、これはヒートアイランドの改善の中で「風の道」の有効性についてうたってございますが、これについても、「風の道」を含めた記述を充実するとともに、「風の道」についての用語の定義というのを後ろの用語集に載せさせていただいたとこ

ろでございます。

それから 63 ページでございます。「改定素案」では方針図だけ載っていたということでございまして、「地域課題図というものが無いと、課題があっても方針があるはずなのに、どういうふうになるのかがわからない」というような区民説明会での区民のご意見がございました。ということから、地域課題図を台地部以降、6 地区全部につけ加えさせていただいたところでございます。

飛びますが、105 ページでございます。105 ページの一番下の段、「(3) 交通体系の整備」の中で、「道路ネットワークの形成」というのがございますが、「改定素案」の中では、国道 357 号線の整備を働きかけるという記述だけでしたが、ご案内のとおり、臨海大橋がそろそろ完成するんですが、完成に伴い、大田区内の交通の流れがかえって増えていくだろうということがございまして、それに対する対策はどうなんだということで、非常に抽象的な書き方ではございますが、新たな道路網のあり方について検討するというところでつけ加えさせていただいたところでございます。

次の 106 ページ「公共交通体系の充実」のところ、二つ目の○になりますけれども、空港臨海部に隣接する内陸市街地における交通不便地域解消についての記述というものが、「改定素案」の中でもれてございました。「臨海部にも入れてもらいたい、入れたほうが良い」という意見がございましたので、これについては追加させていただいてございます。

それからお手元の「変更点」にはない点で、2月 15 日に区議会の都市環境委員会というのがございますが、この中で3点ほど意見が出されてございますので、申しわけありませんが、口頭で要旨等を申し上げさせていただきたいと思っております。

まず 37 ページでございます。37 ページの「③歩行者を重視した交通環境の整備」というところでございますが、こちらに関連するところで、「歩行者の視点だけでなく、環境に優しい自転車の積極的な利用について検討してもらいたい」という意見がございましたので、これについて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

それから 54 ページに関連いたしますが、54 ページの「②環境への負荷の軽減」というところがございまして、「新たな道路網を造るといのは、環境への負荷の軽減に相反するのではないか、矛盾しないか」というようなご質問がなされております。これに対しては、決してそういう考えではなく、部門別方針の中の「2. 交通ネットワークの整備方針」にありますように、交通渋滞を防ぐだとか、新たな歩道を造るといったことにより、人に優しいまちづくりを進める上でも必要だというふうな考えでおりますので、その辺についてはお答えしたところでございまして、記述についてももう少しわかりやすくしていきたいというふうに考えております。

それから 46 ページの「③地域の特性に対応した住環境の保全や改善」というところでございまして、ここに関連するところで、「最近のマンションの高層化などの住環境の課題に対して、区民主体のまちづくりだけでは行政の取り組みとしては不十分ではないか」というような意見が出されてございます。これにつきましても、私どもとしても少し研究して、記述を少し修正・追加していきたいというふうに考えております。以上が今回の資料にございませんので、口頭で申し上げた 3 点でございます。

続きまして、資料 3 「パブリックコメント及び区民説明会の報告」ということでございます。パブリックコメントにつきましては、昨年の 11 月 16 日～12 月 7 日まで 3 週間行っております。区民説明会につきましては 4 カ所、5 回に分けて開いております。全体の参加人数、これは区民説明会の参加人数でございますが、30 人ということで、ちょっと少なかったわけでございますが、提出意見といたしましては、パブリックコメント、区民説明会合わせまして 65 件という、たくさんのご意見をいただいたというところでございます。

この中で、この 1 ページ目でございますが、これについては、ご意見の要旨と区の見解にありますように、再生可能エネルギーとか、そういった専門的な観点からのご指摘でございましたので、これについては「改定原案」で既に改めております。

2 ページ以降でございますが、むしろどちらかというところ、どうい

う意味だというような説明を求めるような意見でございましたので、これについては特に原案で反映させるという形にはなっておりませんが、そういったご意見をいただいたというところでございます。このパブリックコメントと区民説明会のご意見に対する区の見解等につきましては、3月中に取りまとめまして、ホームページへ公開する予定でございます。

最後に、今後のスケジュールでございますが、本日の審議を踏まえまして、今年度中に案を作成、都市計画マスタープランを改定し、来年度、都市計画審議会にご報告するという予定でございます。

私からは以上でございます。

谷口会長 はい、ありがとうございました。

ただいま大田区都市計画マスタープランの改定原案に係るこれまでの3回のご審議の結果として、新たに改定原案を作っていたことが一つでございます。それから議会筋のいろいろなご専門のお立場からコメントを出していただいたということのご説明。さらにパブリックコメント及び区民説明会の報告の結果として出てまいりましたもの。大体大きくその三つの側面から、ただいまご説明をいただきました。

ご意見等々ございましたらばご発言をいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。どうぞご自由にご発言を賜りたいと思います。

どうぞ清水先生。

清水委員 清水です。よろしくお願いします。

私は区議会の常任委員会の都市環境委員会にも入っております。委員会のほうでは、そもそも論というか、大田区の都市計画マスタープランは、今、改定の時期なんです。もう既に蒲田駅の周辺地区のランドデザインとか、大森駅周辺の開発計画が、案ですが、ほぼ決まっています。都市計画マスタープランはまだ改定中なのに、「改定原案」の111ページからある中心拠点の整備は、計画やデザインができて進んでいる。その整合性というんですか、この大田区の都市計画マスタープランが根本なはずなのに、その改定中に様々なものがもう既に進んでいるというのは、どうな

のか、という意見が出たんです。その点について、少し幹事から説明してもらいたいと思うんですが。

一つ典型的なのが、大森駅の駅周辺の開発をするということで、今月の区議会の開発観光対策特別委員会のほうで、UR（「UR都市機構」）のほうと大田区が契約をして、URに任せていくという報告があったと聞いているんですが、その辺もぜひ説明をしてもらったほうが良いんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

谷口会長 はい、どうぞ。

鈴木幹事 都市計画マスタープランと個別の計画との整合性ということで、ご質問かと思いますが、委員ご案内のとおり、3ページのところにその辺の記述が書いてございます。確かに都市計画マスタープランについては、今年度中に案までという形になっておりますので、個別の計画が先に進んでいるところがございます。しかしながら、私どもは21年度から都市計画マスタープランについては検討してございますので、蒲田駅周辺地区のグランドデザインとか、今進んでいる大森駅周辺地区のグランドデザインも含めて、やはり連携をとりながら、あくまでも都市計画に関連する部分ということではございますが、連携をとりながら整合性をとりながらやってございますので、その辺につきまして、特に矛盾だとか、そういったものはないと。むしろ取り込まれておりますので、都市計画マスタープランの方針に反するようなグランドデザインがなされるということは、私どもではないというふうに考えております。

先ほどURのお話につきましては、ちょっと私が存じないもので。

杉坂幹事 再開発担当部長の杉坂でございます。

今、清水委員のほうから、今月の開発観光対策特別委員会で、URと契約をして任せていくというご報告があったというご発言がございましたけれども、それは誤解でございまして、URに任せるというご報告はしてございません。URと協定を結びまして、URにはいわゆる再開発に向けたコンサルティング業務、区に対するコンサルティングですね。区の支援をしていただく。実際に再開発ということになりますと、これはまた先の話でございまして。地権者の皆様のご意見を十分にお聞きしながら、再開発が良いのか、あるいは

は共同化になるのか、その辺はいろいろな手法があるかとは思いますが、それについて、専門的なノウハウをお持ちのURからいろいろコンサルティングといたしますか、ケーススタディといたしますか、そういったものをしていただくために協定を結んで、これからどう、この大森駅の西口について進めていこうかということについて、区としても検討していきたいと、そういうふうな趣旨でご報告を申し上げたものでございます。

谷口会長 よろしゅうございますでしょうか。

はい、どうぞ。

清水委員 この都市計画マスタープランの3ページにありますように、いわゆる「大田区基本構想」・「おおた未来プラン 10年」というのが、やっぱり大田区のこれからのまちをどうしていくのかということの一番の大きな基本ということで、それに沿って大森や蒲田の開発、グランドデザインも進んでいっているわけですから、もちろん整合性はあるとは思いますが、どうしてもなかなかまだ都市計画マスタープランが改定中なのという声が委員会の中であったということでご報告をしました。私もその点では、区民の皆さんにどう説明したら良いのかなというのは常に考えております。

それと、もう一点、やはりこの基本構想にしても、「おおた未来プラン 10年」についても、松原区長さんが就任されてから大きな速さで進められてきているわけですが、やはり区民の皆さんがどれだけこの構想やプランをご存じなのかという点がいつも心配なところでは。

それと、個別な具体的な話でいきますと、糀谷駅周辺地区について、このマスタープランにも出てきます。113ページに「②糀谷駅周辺地区」ということで、ピックアップされた重点地区ということになっているわけですが、ここはいわゆる京急の高架工事によりまして、2階建ての大きな駅になっているわけですが、周辺の駅前の道路整備や安全面から駅前広場を造り、そこに住んでいた方やご商売されていた方が高層のビルの中に入っていくというような計画、非常にはしょって言いますとそういう計画なわけですが、未だにやっぱり賛成の方と反対の方とまちが大きく二分

しているという現状がありますので、この糀谷駅周辺の開発一つとっても、やっぱり区民の皆さんのご理解を得ながらどう進めていくのかというのが、非常に大きな教訓の地域だと思っております。

ここに書いてありますように、土地の有効利用という、この土地の有効利用が、その周辺に今現在住んでいる、先祖代々住んでいる方やご商売されている方にとって有効利用になるのかという点がとても大事になってきて、その大もとを決めるこのマスタープランなわけですから、私は非常に大事なプランだと思っておりますが、もしよろしかったら、この糀谷駅周辺地区の今の状況を説明してもらったほうが良いと思うんですが、どうでしょうか。

都市マス庁内検討委員 糀谷駅周辺につきましては、賛成・反対の方が地権者の方でいらっしゃいます。賛成の方が反対の方よりも多いわけですが、反対の方もいらっしゃるということで、区としては理解をいただけるように、引き続きお話をしているという状況でございます。それぞれ事情もありまして、反対されている方が弁護士さんを立てたり、いろいろされている中で、非常に苦しいところもありますけど、引き続き取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

谷口会長 いかがでございましょうか。

はい、どうぞ。

清水委員 そういうまちが二分するような状況になったときに、この都市計画マスタープランの中に書いてあるじゃないかということで強引に進むようなことがもしあるとしたら、このマスタープランの意義はどうかかなと思うんですが。

都市マス庁内検討委員 都市計画マスタープランの中に書いてあるということでございますけれども、糀谷駅の再開発につきましては、都市計画審議会の中でも十分に議論をしていただきまして、また、会長のほうからもコメントもつけていただきまして取り組んできているところでございまして、区として都市計画決定しております。合意形成をさらに進めて、特に木造密集地でございますので、ぜひその辺はご理解をいただいて事業を進めていきたいということで、この中にも入れてあるということでございます。

清水委員 私ばかりで、すみません。やはりとても大事なこのプランを改定するところに立っているということで、私は非常に緊張して、この委員会には出席させてもらっているつもりです。長い間住んでいた方やご商売されてきた方が、社会の大きな流れの中で、生活や商売のやり方も変わってきていると、そういう事情ももちろんありますけれども、お一人お一人の区民のその思いをしっかりと受けとめた計画にならないといけないと思っているんです。

私は今、東糀谷、羽田空港の近くに住んでいるんです。臨海部の開発も進んでいますが、交通の問題やら住環境の変化があります。「大田区の経済の発展のためには我慢しなきゃいけないんだろか」という声もある中で、「今まで住んできた方の住環境も守らなきゃいけない」そういう思いでやっているんですが、ぜひこの計画が区民の皆さんにしっかり行き渡って大田区で暮らし続けられるような、そういうものにならなきゃいけないなと思っておりまして、発言をいたしました。

谷口会長 ありがとうございます。

先ほど大森の再開発云々のところで、URという言葉が出てきたのですが、今、ご説明で初めて浮かび上がったということでマスタープランには記載はないわけですね。

では、その点はともかく、マスタープランは区民の方にあまねく理解していただけるように、いろいろな手法をうまく使っていただいて、例えば用語の解説例とかというような、そういうことを含めて、この中身が理解していただけるような形にしていきたいのがまとめ役としての願いでございます。

杉坂幹事 大変説明が不確かで、申しわけございませんでした。ご質問の中で、「URと契約をして」というような表現がございました。それで、私どもは「URと協定を結んで」というようなことで、今、お答えを申し上げましたが、この都市計画マスタープランの中で、「URと協定を結んで」というような表現は一切入ってございません。先ほど清水委員からご指摘のありました、111 ページ、重点課題のところ、「①大森駅周辺商業業務地区」の三つ目ですね。「都市基盤の整備と連携して再開発を促進し、都市機能の強化を図

ります」というような、これは前回の「改定素案」の段階でも同じ表現だったと思いますけれども、このような形で、今、都市計画マスタープランの改定作業が進んでいるということを受けまして、じゃあ具体的に大田区として、この「再開発を促進し」というのをどういう手法でやっていこうかというところで、一つの手法として、私どもがURと協定を結んでこういったことを進めていきたいなということで、ご説明を申し上げました。この都市計画マスタープランの中にURという言葉が出てくるということではございませんので、申し上げます。

谷口会長 はい、ありがとうございます。

よろしゅうございますか。ほかに、さらにどうぞ、ご発言。

どうぞ塩野目先生。

塩野目委員 まず、55 ページ、前回の私の指摘にこたえてくださいます、
「風の道」と入れていただきまして、ありがとうございます。

そのときも言いましたけれども、27 ページの「水と緑のネットワーク」の図ですけれども、これこそ私は、緑の点点の部分というのは、まさに風の道であると思っております。水と緑のネットワークです。そういう言葉がこのマスタープランにもたくさん出てまいります。本当に大田区というのは、海があって、多摩川が流れて、呑川、内川、旧呑川緑道公園、あるいは調布地区の豊かな緑、池上本門寺があったりします。そういったものをつないでいく、そういうものが張りめぐらされていくことが絶対区民の幸せになると、それは都市計画として素晴らしいものなんだというふうに私は思っております。これは本当にほぼ完成形なんだろうと。本当に皆さんの努力を評価させていただきます。

その中で、この水と緑のネットワークの中でも、「旧六郷用水」という言葉が出てきます。区民説明会でも、どなたかがこれを言っている。これはもうできているので、どうこう言うことではないんですが今後の課題というか、ちょっと提案というか、投げかけていることなんですけれども、六郷用水というのがかつてあったと。豊かな水路が驚くほど張りめぐらされていた。残っていない部分がほとんどなんでしょうけど。ただ、まちを歩いてい

たり、自転車で走っていたりすると、低木か何か植え込みが残っていたりして、かつての六郷用水が偲ばれるようなところも見受けられるんですね。ノスタルジーでは水と緑のネットワークになりませんが、今後の参考にはなるかもしれないので、何か旧六郷用水のネットワーク図というか、そういうものが何か資料で、今後、追加で加えられれば、私としても参考になりますし、ちょっと興味深いなと思ったので、ちょっと問いかけているんですが。

秋 山 幹 事 先生の「風の道」のお話で、水と緑のネットワークというのは非常に大事だということをおっしゃっていただきました。「緑の基本計画」の中でも、これからどうやって緑を増やしていこうかというところで、人口1人当たり1㎡増やせるかなというところで、努力をこれからしようというふうに考えております。

今、六郷用水のお話をいただきました。六郷用水は開削400年ということで、今年はいろいろと、地域の皆様を中心としてイベントも企画をしていただいて、ついこの間も六郷用水の勉強会がありました。大分皆さん盛り上がってきております。八幡橋の改修をやっているときにも、六郷用水の会の皆さんが上流からずっと写真を撮ってきていただいて、そういう展示会もやったりしています。そういったものを踏まえて、大田区としても、きちっと六郷用水というものをもう一度検証しようという思いがございますので、ご意見を十分賜って、巻末の用語集の充実を図るなど、何らかの工夫をしたいなというふうに思っております。

塩 野 目 委 員 ぜひよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

谷 口 会 長 大変大事なポイントをご指摘いただきましてありがとうございます。

ほかに、どうぞ。

どうぞ木村先生。

木 村 委 員 すみません、ちょっとこれを教えてほしいんですが。37 ページの一番下、公共交通体系整備の方向性ということで、「①鉄道の連続立体交差事業の推進」というのがあります。今、京急をやっている、これは24年には完成するわけですね。そうすると、このマス

タープランは、まだこれから 20 年先を見越してということですが、これは、残っている J R とか東急を立体化するという、そういう意味なんですか。

都市マス庁内検討委員 「交通ネットワークの整備の方針」には、体系的に今事業が行
岡田連続立体事業課長 われていることも含まれております。ほかの地域別のページでも
連続立体事業ということで、京急のこともとらえております。ここ
の部分もそうでございます。具体的に J R とか東急とか、そういった
ことはこの中では含まれていないというふうに理解しております。

谷 口 会 長 よろしゅうございましょうか。どうぞ。

木 村 委 員 もう目の前ででき上がるものを書くというのは、余りちょっと
ピンとこないし、もし書くとすれば、何かもうちょっと誤解を与え
ないというか、書き方がちょっとあるんじゃないかなと思います。

谷 口 会 長 文章の表現に関して、さらにもう一度考えというか、さらに固
めてほしいというご要請ですね。

はい、どうぞ。

吉田幹事補佐 補足をさせていただきますと、先ほど連続立体事業課長のほう
からご答弁いただいたとおりで、京浜急行の連続立体交差事業のと
ころを、今現在、事業中のものを含んだという部分はあるんですが、
まだ未整備というか、計画そのものはないですが、平面交差してい
る鉄道は区内に他にもございますので、その部分も含んだ形で記述
をしたということでもあります。まだ計画決定だとか、事業化に向
けての熟度は全く低いものではございますが、今後の可能性も含め
て、様々な形でとらえられるようなものとして含めてございます。

谷 口 会 長 よろしゅうございますか。どうぞ。

木 村 委 員 たまたま、今、いろいろ京急との間に大田区が問題を抱えてい
るものですから、多少過敏になっている点もあるのかもしれないん
ですが、京急の立体事業ということであれば、その事業の推
進というところの文言がちょっと何かニュアンスが違うような気が
するんです。もう終わろうとしているものを着実に終わらせる、と
いうようなことではないかと思うんですよね。今、後から言われた
ことは「連続立体」なんですか。あるいは「平面交差の解消」
ということでしょうか。表現がまたいろいろあるんじゃないかと思

うんですけれども。

吉田幹事補佐 連続立体交差事業という事業手法になるのか、それとも単独で平面交差を解消するかというのは、その状況によって変わってくるんですが、基本的には連続して踏切の除却だとか、都市計画道路が平面交差している部分で、要件が合えば、連続立体交差という事業を推進していくことにはなるかと思います。それは事業区間だとか事業の内容によって、若干変わってくるかなとは思いますが。ただ、基本的には単独立体ではなく、連続した形での交差、高架化もしくは地下化ということになるかと思います。

都市マス庁内検討委員 すみません、委員がおっしゃっているのは、「鉄道の連続立体
岡田連続立体事業課長 交差事業」ということになると、連続立体交差になりますので、普通の一般的な立体交差もございますので、ここは文章の整理をするということでしょうか。

谷口会長 よろしゅうございましょうか。

はい、どうぞ。

木村委員 それではちょっとほかの点で質問なんです。このパブリックコメントの中にも、水上交通ですね、舟運についても何か意見が出ているようなんですが、臨海部の開発ということには、観光という視点ももちろんあるわけです。臨海部と内陸部をつなぐとかという話はあるんですが、そうじゃなくて、もう完全に臨海部の海、運河を活用した水上交通、東京湾を視野に入れた横浜だとかディズニーランドだとか、そういったものとのつながりをつけた水上交通を張りめぐらせることによって、羽田の利用者を含めて、人の移動をうまく大田区にも呼び込もうというような考えが成り立つと思うんですが、その辺の何か、そこを視野に入れたような文言というのはちょっとどこにあるのか。

鈴木幹事 106 ページが委員のおっしゃったところと関連するかなと思います。上のほうに「水上交通ネットワークの形成」というのがございまして、「羽田空港跡地周辺を活用した拠点整備を進め、観光拠点と羽田空港などを結ぶ水上交通誘致の検討により、臨海部の交通ネットワークの形成を図ります」という形で、抽象的ではございますが、記述をさせていただいているところでございます。

木 村 委 員 大体それで結構なんですけど、その観光ということについての文言との関係がちょっと弱いのかなという気がいたします。せっかく、今、大田区は観光にも力を入れている中で、その辺のつながりをもうちょっと。要するに、楽しい感じになれば良いなと思っておりまして、ぜひその辺をちょっとおくみとりいただければと思います。

谷 口 会 長 ありがとうございます。

じゃあ、引き続きまして、古山先生どうぞ。

古 山 委 員 この都市計画マスタープランは大変すばらしいものが原案としてできているのではないかと感じております。その上でちょっと感想と意見なんですけど、14 ページ、「都市構造の変化」の中で、上から4行目ぐらい、平成10年から20年の10年間で人口増加があった地域は云々と書いてありますね。そして、人口が最も増加したのは、その中で下丸子二丁目で、10年の2倍になったし、最も少なくなったところは云々とあるんですけども、この下丸子二丁目が平成10年のときに比べて2倍になったという理由なんですけど、ちょっと私が推測するところでは、多分、町工場がなくなってマンションができたのかなと想像しております。このマスタープランの中には、大田区は産業のまちで、そして、だからこそ住工調和のまちづくりをしていく、山の手のほうを除いて、ほぼ蒲田地域から糀谷地域等々は住工混在地域であり、住工調和を目指すとあります。このマスタープランで強い決意を述べて、この後の個別計画というのが出てくるとは思うんですけども、そうしないと、大田区の町工場が、集積もしつつありますけれども、住工混在地域ではなくなっていく、住工調和型ではなくなっていくという、ちょっと懸念を感想として持っております。

ということで、何かもしございましたらお願いいたします。

谷 口 会 長 ただいまのご意見。はい、どうぞ。

鈴 木 幹 事 まず人口の件でございますが、14 ページの下から2行目のところに、今、委員が言われたことが少し書いてあるかなというふうに思います。「工業用地が集合住宅に転用された結果、ファミリー層を主体とした人口増加傾向が見られた」というようなことではないかなというふうに私どもも推察してございます。

それから問題提起をいただきました住工混在地域に対する住工調和を実現していくべきだということに関してでございますが、住工混在地域で、今、工場がどんどん減っていく工業地域ですと、ご案内のとおりでございますが、マンションが建てられている、住宅が建てられている状況でございます。今おっしゃられた下丸子の多摩川べりとかは、以前は大規模な工場群でしたが、現在は大きなマンションが建っているわけです。今後、また増えるかということ、推測の域を出ないわけでございますが、こういったような状況が少しでも生まれてくる可能性はやっぱりないとは言えないというふうに考えてございます。いかに工業を守っていくかということで、私どものスタンスといたしましては、内陸部の工業地域でございますが、工業専用地域は当然維持をしつつ、なおかつなるべく工場を誘致していこうということでございます。これは私どもの所管ではないんですが、産業振興課のほうで産業振興プランというものを掲げて、なるべくそういったことを図っていこうというふうに行っているところでございますが、委員のおっしゃるような大変難しい問題があります。産業については本来は自主的に経営していくというのが基本ではございますが、なかなか土地の問題、地価の問題とか、それから税金の問題とかそういったこともございまして、経済情勢も大きく影響しまして、元の土地利用から離れていってしまうのが現状でございます。もう少し抜本的な積極策を、という意見もございます。これにつきましては、産業経済の担当部署と連携をいたしまして、また今後検討をしていきたい、大きな課題であると認識してございます。

以上でございます。

谷口会長 よろしゅうございましょうか。非常に大事なポイントをご指摘いただきましてありがとうございます。

はい、どうぞ丸山先生。

丸山委員 36 ページ下のほうの「①都市計画道路網の整備」というところで、4点目に「未整備の都市計画道路について、整備の優先度等を定める事業化計画の検討とあわせて、必要性を検証します」とあるんですが、もう何十年も前から計画されている都市計画道路の必要

性と可能性、これはどっちが優先されるのでしょうか。

鈴木幹事 これも大変難しいご質問でございまして、こういう書き方を「改定素案」はしていなかったわけでございまして、あくまでも整備していない部分は都市計画決定に基づいて整備していくんだというふうな表現になってございました。委員のおっしゃるように、俗に言う塩漬け的な、都市計画決定してから60年、50年たってしまうと、何も変わっていない道路がございます。ご案内のとおり計画線が住宅地の現道がないところを走っていたりとか、補助33号線に至っては、敷地の高低差があり、ループ状のような形になっていまして、事業化には大変な困難が伴うのではないかと、やっぱり委員の先生方からもそういった意見がございました。交通ネットワークとしては、東西の交通ネットワークが何本かございますが、既に都市計画決定している路線については必要だというふうに私どもは考えておりますけれども、じゃあ整備は進められるのかどうかという可能性につきましては、やはり検証も含めてやっていかなければいけない。非常にあいまいな書き方になって大変申しわけないんですが、事業化計画優先整備路線に入れるか入れないかという検討とあわせまして、必要性について、これから検証していきたいという趣旨で、こちらのほうは改めさせていただいたというところでございます。

谷口会長 はい、どうぞ。

丸山委員 それでは、可能性としては、夢のまた夢でも、必要性が少しでもあれば、計画としては残っていくということによろしいですか。

鈴木幹事 現状ではそういうような考え方になるかなというふうに思いますが、やはり場合によっては、その計画線についても必要性を検証した上で変更ということもあるのかなというような考えでおります。

谷口会長 はい、どうぞ。

堤幹事 まちづくり推進部長の堤でございます。今、都市計画道路につきまして、いろいろご議論、ご意見をいただいております。都市計画道路が必要かどうかという話なんですけれども、都市計画道路はネットワークとして構成されてございますので、「あの線は要る要らない」というのを決めるには、ネットワーク全体の中で、交通

量の配分とかを整理しないと、変更が難しいのが実情でございます。

例えば、いろいろ道路網がある中で、1本やめちゃうと。すると、計画上、じゃあその負担は将来的にどこへ行くんだと。ほかの道路をちょっと広げるとか、そういう形になっちゃいます。計画論で言いますと。じゃあ東京の都市計画道路そのものが、今、大田区以外でもいろいろあるんですけども、量的に足りるのか足りないのか、国際都市にふさわしいのかどうかということになりますと、これは私の考えでは、都市計画道路としては、防災上の必要性も含めてまだまだ不十分という考えを持ってございます。ただし、やはり人の財産の制約とかも、現実にやってございますし、全然進まない路線もあるので、いずれネットワークを含めて、改正の時期は必ず来ます。そのときに抜本的に全体のネットワークの中で検証をやるのか、それとも、個々に理論立てができれば変更の可能性もあるんです。なかなかちょっとすぐにとはいかない。ただ、今まで決めてからかなり時間がたっていますので、どっかで必ず見直す必要はあるのかなというふうに思っております。

ちょっとわかりにくい説明で恐縮でございます。

以上です。

谷口会長 よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

丸山委員 54 ページの「9.環境のまちづくり方針」についてなんですが、地球温暖化対策等々で一番重要になってくる問題でありまして、中でも未利用エネルギーや再生可能エネルギーに触れていらっしゃるけれども、公共施設とか都市施設とか、そういったことだけに限らず、今後は、道路であれ公園であれ、いわゆるまち全体が、こういった風力ですとか太陽エネルギーですとか、そういったものを利用しながらのまちづくりというものが考えられると思うんですけども、ちょっとこれですと、施策と方針のこの文章ではちょっとその表現が薄過ぎるかなというふうに感じるんですけど、いかがでしょうか。

谷口会長 どうぞ、それじゃあ鈴木課長。

鈴木幹事 確かにご指摘のとおりでございまして、ここの部分は私どももそのように、委員のおっしゃるようにちょっと限定し過ぎているか

なという感じを持っております。したがって、これにつきましては、記述を広い範囲でとらえるような形で、少し改めるような形で考えていきたいと思っております。

谷口会長 よろしゅうございますか。ありがとうございました。

はい、どうぞ海老澤先生。

海老澤委員 補助 44 号線が大分でき上がっているところのそばに住んでいるんですけども、道が広がりまして、歩道ができて、そこに植栽がされ電線がなくなると、もうまちが一変するんです。本当にすっきりと、本当に見違えるまちになります。

それと電線がなくなるということは、消防署の人に聞いたんですけども、マンションなんかがあっても、電線が邪魔して、はしご車のはしごが使えないところもあるんですよ。ですから、都市計画道路というのは計画があるんですから、これは何が何でも進めると。それをやれば、ちゃんと自然と安全なまちになるということで、ぜひ進めていきたいというふうに思っております。

谷口会長 ありがとうございました。

はい、どうぞ。

鈴木幹事 ご指摘のところでございますが、まず 37 ページの「③歩行者を重視した交通環境の整備」。若干変わるところが自転車の関係でございますが、三つ目のところで、今、委員がおっしゃったようなことが書かれております。「都市計画道路、広幅員の道路の整備…にあわせて…無電柱化を進め、安心・安全に歩くことができる都市空間づくりをめざします」という形で記述しておりますので、私どもも全く同じ考えでございますので、これを進めていきたいと考えてございます。

谷口会長 よろしゅうございますか。

海老澤委員 はい。

谷口会長 はい、ありがとうございました。

清水先生どうぞ。

清水委員 道路に関連して、すみません。36 ページのところには、下から 2 行目のところに、とりわけ補助 38 号線については早期事業化と書いてあるんですが、この都市計画道路網の整備は、この都市計画

マスタープランができ上がってからの、何年間でしたっけ、この間には補助 38 号線のことだけ具体的になっているということですか。

鈴木幹事 補助 38 号線はなぜ出てきたかという、いわゆる開発事業者との関連で、この羽田旭町の開発計画に合わせまして 38 号線を整備していこうというような考え方、一体的な都市計画道路として扱うという形で、早期の事業化ということでこういった記述をしておるわけでございます。

谷口会長 はい、どうぞ。

清水委員 ということは、このプランはとにかく大枠なので、都市計画道路の個別の計画がしっかりあって、今、ここにはないけれども、区にはしっかりあると。そして、その中で、この補助 38 号線だけについては計画の中で前倒しでやると。そういう意味で良いんですね。

鈴木幹事 そのとおりでございます。

清水委員 委員の皆さんには、補助 38 号線って、どこのことかと思っておられると思うんですけど、羽田旭町の荏原製作所のあった環 8 のところから東糀谷六丁目の都営アパートと、そこからまた直角に産業道路につながる道路なんですけど、いわゆる羽田旭町開発で荏原製作所の後にヤマトの物流センターができると。その隣の鹿島建設さんが持っている土地も開発で進めていくということで、車両数の増加、それから羽田旭橋という、羽田中学校の子供さんたちが登下校に使っている橋が大変危険だと。そういうことも踏まえて、前倒しでやるということのようなんですけれども、そのところでも、先ほどから言っているように、住民の安心・安全を優先したのか、それとも開発のほうを、殊に荏原製作所の跡地にできる物流センターは大型車両が 24 時間、2,000 台以上流入するということになるので、そういったことが優先なのかという点で、一番初めに発言させていただきましてけれども、区民優先なのか開発優先なのかというのがちょっと疑問が残るんですが。説明はわかりましたが、ぜひその点も、区民の安全のために優先したというふうになってもらわないと困るなと思っております。

谷口会長 どうぞ、担当課長。

鈴木幹事 大変説明不足で申しわけありません。100 ページをご覧になって

いただけますでしょうか。糺谷・羽田地域地域別構想方針図というのがございますが、この中の補助 38 号線というのは、東糺谷防災公園、ちょうど真ん中ぐらいの公園は黄緑色に塗ってございますが、そこのあたりの鍵形になっているところが補助 38 号線ということでございます。これにつきましては、あくまでも開発事業者のために行うということではございませんで、防災性とか安全性とかそういったものを考慮して、補助 38 号線の早期の事業化としたということでございますので、その辺はちょっと認識が異なるのかもしれませんが、私どもはそういった認識でございます。

堤 幹 事 この地区につきましては、今、羽田旭町開発が一つございまして、ほかに、東糺谷の防災公園、それから南前堀の整備とか、あと歩行者空間の整備ということで、「羽田旭町周辺地域まちづくりの基本的考え方」というのを作りまして、進めているところでございます。その中で、都市計画道路の補助 38 号線も全体のまちづくりの中で進めようということで、地元のほうにもお話しして進めているところでございます。そういう中で、補助 38 号線の整備というものが今出てきているところでございます。36 ページの都市計画道路の話の中で、その部分をちょっとピックアップして、載せたということでございます。

都市計画道路だけの計画だと、これは事業化計画優先整備路線にも何もなっていないんですけれども、ただ羽田旭町糺谷地区のまちづくりを進めるに当たって、この都市計画道路もまちづくりの中で進めようと、そういう流れになってございまして、その中で今進めているということでございます。そういうことで、ご理解いただけるというふうに思います。

谷 口 会 長 よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございました。どうぞ佐野先生。

佐 野 委 員 私も去年の 10 月 1 日から大田区民となっております、このマスタープランを初めて拝見させていただいたわけですが、大田区さんがこれからどういうふうなまちづくりをしようとしているのかというのが大体わかる、読み取ることができます。

それで、これを全体を通して読ませていただいて、ちょっとわか

りにくいなと思ったのは、「ユニバーサルデザインに基づき」とか、そういう言葉が非常に出てくるんです。じゃあ一体全体、この「ユニバーサルデザイン」とは何だろうかということで、初めのほうを見ていたら、まずは4ページのところで、骨格のところから「ユニバーサルデザインのまちづくり方針」と出てくるわけなんです。それで、どっかにこの「ユニバーサルデザインに基づく方針」というものが明記されているんだろうかと探したわけですが、実は私は読み取ることができなかった。最後のほうのページに、巻末の資料のところに、ユニバーサルデザインとはというふうな言葉のご説明がありまして、「障がいの有無とか、年齢、性別、国籍等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方をいいます」というふうになっておりまして、なるほどそういうことなのかなと思いつつ、もう一回このマスタープラン全体を読み返していくと、様々なところでこの言葉が出てくる。そうすると、よくわからなくなってしまうんです。

例えば113ページでしたっけ、③雑色駅周辺で、「ユニバーサルデザインの視点で空間づくりを進め…」と書いてあるんですけども、その上のほうに、①池上のところにもやっぱり同じように「ユニバーサルデザインの視点で進める」と書いてあって、そのまちなみに応じてどういうまちを本当に作っていかうかということが、この抽象的な言葉で非常に何かわかりづらくなってしまっている。

先ほど会長さんのほうから、このマスタープランについて、区民の皆様がまちづくりをどういうふうにしようかということがよりわかりやすいようなマスタープランにしていこうじゃないかということをおっしゃられておりましたけれども、全くそのとおりでありまして、非常に抽象的な言葉が出てきたときに、多くの区民の皆様方がこれを理解できるんだろうかということがちょっと疑問に感じました。ですから、それぞれのところに応じて皆様がお考えになっている、その「ユニバーサルデザイン」というものが、ここでは具体的にはこうなんだというふうなことをもう少しお書きになられたほうが、読み取る区民の方々のほうはなるほどとおっしゃっていただけるのではないのかなと思って、このマスタープランを拝見させて

いただきました。

以上です。

谷口会長 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

鈴木幹事 ご指摘ありがとうございます。全くそのとおりでございまして、「改定原案」には索引がないものですから、なかなか用語を探すのが難しいのかなという部分はございます。今おっしゃられたように、部門別方針の中の「ユニバーサルデザインのまちづくり方針」は、幾つか方針を掲げておりますが、これが総括的に出ているのが44ページのところにございます。従来の「都市計画マスタープラン」では「福祉のまちづくり方針」という形であったんですが、45ページにもございますが、「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針」を今年度中に新たに策定いたしますので、それとの連携ということで、こういった表現をまず使わせていただいたということと、具体性という点ではちょっと落ちますが、44ページ、45ページの中に、例えば公共交通づくりとかサイン整備計画を含めて書いております。「ユニバーサルデザイン」という言葉については、「バリアフリー」がどちらかというところと障がい者や高齢者等という限定されているような中身であったわけですが、国際化を迎えまして外国籍の方もいらっしゃる、あるいはお子さんを育てているお母さんもいらっしゃる、いろんな方に対応していきたいというような大田区の思いがございまして、こういった形で方針として掲げさせていただきました。今、委員がおっしゃるように、わかりにくい形ではございますが、随所に「ユニバーサルデザインのまちづくりについて」という形で方針として書いてあるところでございます。

以上でございます。

谷口会長 よろしゅうございますでしょうか。

区民の方がわかりやすく読める工夫と申しますか、巻末に大事なキーワードの説明を付けるとか、それから例えば「住環境」という言葉がどこのページに幾つ出ているかというようなことも含めた相互の関係が把握できるような索引を付けるとかしていただかなければ

ばならないと思っております。ありがとうございました。

ほかにどうぞ。

古 山 委 員 今、佐野委員がおっしゃったことは、とても大事な視点かなと私も思っているんですが、実はこの「ユニバーサルデザインのまちづくり方針」というのは、すべての施策にかかわってくるわけですので、この順番を、例えば部門別方針の中で「土地利用方針」の次にしてはいかがでしょうか。ユニバーサルデザインの視点が、いろんなまちづくりにかかわってくるというふうにしたほうが、読んでいったときにわかりやすいような気がします。私の意見です。

鈴 木 幹 事 ごもったもな意見というふうに私も個人的には思うわけですが、あくまでもこの都市計画マスタープランでは、まず土地利用があるということ、それから交通ネットワークと、こういったような体系を従来の都市計画マスタープランにおいても維持してきたという点がございます。確かに委員おっしゃるように、ユニバーサルデザインのまちづくりというのは重要な施策だと思いますけれども、私どもとしては、この体系を維持していきたいというふうに考えてございますので、ひとつご容赦を願いたいというふうに考えてございます。

古 山 委 員 これについては実は理念の中に入れても良いんじゃないかというぐらいに大事な視点ではないかと思えます。変えられないかもしれませんが、一応意見として言わせていただきます。

鈴 木 幹 事 ありがとうございます。

谷 口 会 長 ありがとうございます。

どうぞ馬場先生。

馬 場 委 員 東京青年会議所の馬場と申します。

今回、このマスタープランを我々青年の立場とすると非常に楽しみな、20年後にどうなっているんだろうという視点で拝見させていただいています。

この図面とかいろいろ見ていく中で、一つ、先ほど海老澤委員から補助44号線のそばに住まわっていて、そこは非常に良くなっているというお話を伺いました。できれば、例えば先行して進んでいる工事とかまちなみとかもあると思うんですけど、その写真などが

入ると、言葉だけではなくて、人に伝わりやすいのではないかなと
思いました。意見として言わせていただきます。

以上です。

谷口会長 はい、どうぞ。

鈴木幹事 委員のおっしゃる点でございますが、私どももそれは考えてございまして、現行の都市計画マスタープランは、11年前に策定したんですが、それ以後の面的整備の進捗状況などを、できれば巻末資料に図面として、あるいは写真として、まだこれから検討する段階ではございますが、できるだけ入れていきたいと考えてございます。

谷口会長 よろしゅうございますか。ありがとうございます。

いかがでしょうか、小林先生、ご感想を一言いただきたいんですが。

小林委員 想定できないものまでを含めてマスタープランに盛り込むことはできないと思いますけれども、「安全・安心のまちづくり方針」というものの中で読み込めないもの、いろいろな災害ですとか、そういったものに対する配慮みたいなものをどうするのか、という気がいたします。

というのは、例えば都市計画のマスタープランですから、ハード面という形になって、ソフト面の部分はまた別だよとなってしまう。要するに、目に見えるものを扱っているというふうな考え方だとは思いますが、例えばサイバーテロみたいなことは、何がしかの心配は昨今あるかなという気がいたしまして、そういったものはどうなっていくのかなというような感じを持っています。

あと、もう一つなんですけれども。これもマスタープランに盛り込まれることではないと思うんですけれども、例えば「水と緑の整備方針」とか、あるいは景観もそうですけれども、それから「風の道」といったことは、都市計画マスタープランですから、大田区として、大田区をカバーしているものでありますけれども、例えば水は川上から川下まで流れているわけですから、川の水質の問題はどうなっていくかとか、あるいは空気がどうなっていくかといったことで、例えば鳥インフルエンザみたいなもので、近隣の自治体との

関連性なんかも出てくると思います。水と緑のといったときに、呑川のように目黒区と大田区にまたがる件はあるわけです。やっぱり近隣自治体と何がしかのリンクした考え方を持っていくというのも、これからどんどん重要になっていくかと思うんです。そのときに、もちろん相手もいますから、こういう文章の中に盛り込む内容ではないとは思いますが、そういった視点も、これからどんどん開かれていくべきではないかなというふうな感じを持っております。

谷口会長 ありがとうございます。

それでは小篠先生、ご感想、ご意見。

小篠委員 私は区の状況、各地の状況を全部知っているわけじゃないものだから、自分の住んでいる周辺しかわからないんですが、そういうものからすると、このマスタープランは憲法前文みたいな内容になっているなど感じます。良いことは全部盛り込んであるんだけど、一体どこをどういうふうに重点的に考えて、それについて審議会で審議してほしいというのか、その辺がちょっとわかりにくい。余りにも総花的で、確かに歩行者の安全だとか区民の安全だとか、そういうことはいっぱい書いてあるんだけど、それは全部を実現できる土地と財力があれば結構なんですけど、限られたものの中で、区はどういうところを実際は重点的に考えているのかわからない。もう少しコンパクトに実現可能で、しかもやらなきゃいけない優先順位をお示しいただいて、それに基づいた審議会としての意見を求めてもらえないかと思います。これは全部何もかも素晴らしいんですけど、素晴らしいというだけで、ただの憲法の前文と同じだよというならそれで良いんだけど、ちょっとそれだけでは、我々はもう理解できない部分が非常に多いということです。

谷口会長 はい、ありがとうございます。憲法の前文だというお話で。それは重要なポイントだと思っておりますが、やっぱりそれをかみ砕いて、区民一人一人の方にわかりやすいようないろいろな方策をこれからご検討いただきたいと思っております。これは事務局はお答えいただかなくても結構ですが、心にきちっとおとめ置きいただきたいと思っております。

志水先生、いかがでしょうか。

志 水 委 員 一つは、先ほどご意見ありましたように、これにどのような年次計画が入っているのか。優先順位を含めてですね。さらに言うならば、予算計画がそれに入れば実施計画になるんですけども、これはそのためのスタートということで、今すぐこれと一緒に出てくるというわけにもいかないだろうとは思いますが。ただ、その辺について、これを参考にして、達成度がどうであるか、優先順位がどうであるかということをはっきりとしたようなものを、ここでお示しただけだとありがたいなと思います。

それからもう一つは、私は最初から言っていて、もう今日は言うまいと思っていたんですけども、ここに「教育」という言葉が一言も入ってこないというのは、歴史的な事情、あるいは組織的な事情がよっぽどあるんだらうなと。そうでないと、こんなに出てこないということはないはずだと思うんですけども。その辺はいろいろご事情があるんだらうと思いますが。

一つちょっと救いがあったのは、46 ページですね、「6.住宅・住環境整備の方針」。良い教育環境のない良い住宅環境というのはあり得ないはずですから。これから住宅マスタープランを改定するというところでございますけれども、せめて今度できる住宅マスタープランの中には教育環境のことを触れてもらわないと、大田区に住むことを決意する材料に欠けるといいますか、今、特に増えているというファミリー層の人たちにとって、大田区の教育環境はどうなっているのかというのは非常に興味があるところだと思います。それに触れられていないのはおかしい。やっぱり最後、もう一遍、しつこいようですけども、申し上げてしまいました。

もうひとつ、どうしてマスタープランという言葉が、こんなに上位から下位まであるのか。住宅マスタープランというのは、この都市計画のマスタープランとどういう関係なのかよくわかりませんが、これがもし都市計画のマスタープランと同じ位に立っているのであれば、それをどうやって横につなぐかということがマスタープランの本来の役目で、縦割りになったままのマスタープランというのは、マスタープランとしてはどうしても弱いんじゃないかと思います。また、住宅だけでなくこのマスタープランから抜けているような、

いろんなほかのマスタープランがあるはずで、それとの連携をどうしていくのかということも出てくるのではないのでしょうか。以上でございます。

谷口会長 志水先生はこの4回の委員会にずっとご出席いただいております。常におっしゃっていることでもございました。ありがとうございます。

では最後に、池添先生。

池添委員 私は、このマスタープランを見させていただきまして、非常に立派なマスタープランで、これならば何とか対応できるんじゃないかなと思います。ただ、これを区民の皆様にお示しすると、区民の皆さんはほとんどの方が勘違いするんじゃないかなと思います。それはどういう勘違いかというと、「行政がこのマスタープランのようにつくってくれるんじゃないか。なるほど良い計画だ、これなら我々賛成だ」という形になるんじゃないのでしょうか。しかし、マスタープランというのはそうじゃないんですよね。この中にも書いてあるように、これらの事業とかまちづくりというのは、行政はもちろんなんですけれども、民間事業者、それから公共事業者、それから区民の皆さん全部がこういうマスタープランのもとにまちづくりを行うんだという、これはもう筋が通っている計画なんです。ですから、パブリックコメントの結果をここに頂戴していますが「これなら結構だ」という方が大部分じゃないのでしょうか。ところが、実際は「皆さんがつくるんですよ、事業者がつくるんですよ、行政はもちろんですよ」というような形になるはずなんです。

ですから、例えば個人でも、「うちの敷地は広いからマンション建てましょう」という場合も、このマスタープランに沿った計画を作ってマンションを造ってもらわないと困るわけです。行政はもちろんのこと、民間事業者もそれから公共事業者も、みんなこれに沿って実施計画を立ててもらおうというのが本筋なんです。だから、その実施計画を立てるときに予算はどうなんですか、どういうところにどういう線が入るんですかという、実際に計画をする際に、事業者、行政、それから民間、区民、みんなこれに沿って造ってくれというのがマスタープランだと私は思うんです。

先ほど「憲法の前文だ」とご意見がありました。憲法そのものなんです。法律を作るときには憲法に沿った法律じゃないとだめでしょう。そういった意味のマスタープランであって、これを勘違いすると「細かいことがここに書いていないじゃないか」という形になりますと、区民がちょっと誤解するんじゃないかと思います。

私は、このマスタープランをいかに区民の皆様に分かってもらえるかというのが一番大切だと思います。それには、教育というのが一番大切なんです。教育については、確かに119ページの「①情報提供の充実」に書いてございます。だけれども、これだけじゃなくて、例えば住民の皆さんに「まちづくりを実際やってみましょうよ、プランを作ってみましょうよ」というような実地講習をする。あるいは中学校の授業の中で、年に一遍ぐらいは「自分のまちの良いところを書いてください、悪いところでもどういうふうな直し方をすれば良いでしょうか」という論文を書いてもらい、そういう論文を表彰したりする。あるいはほかの区でやっていますけれども、子供とお母さんのお菓子のまちづくりだなんていうイベントをやって、それでもって実際にお菓子でもってまちを作ったり、住宅を作ったりする。そういうことをやると、子供は一番最初はお菓子でどうやって作るんだろうということをしますけど、これはこういう設計を描くんですよ。設計をして確認申請を取るんですよ。それによってハンコをもらった人は、みんなしてお菓子で作ってみたいということをして毎年やっている。また、実際に地区計画はどうやって立てるのかという形で、コンサルタントの先生を呼んで来て、実際に指導して計画を作る場合もありますし、いろいろと工夫してPRをやっていただければ、だんだんこのマスタープランというものの理解がより強くなって、まちづくりに関心を持ってもらえるんじゃないかと思うんです。関心を持ってさえもらえれば、「これはマスタープランであって、なるほどこれに沿って行政が道路を造っているんだ。公園を造っているんだ。これは民間がつくったこれなんだ。これに沿ってやっているんだ。」そういう理解もできるんじゃないかと思います。やっぱり行政がまちの区民の皆様がいかにこういうマスタープランが大切なものか、いかに行政がこういうことをして

いるのかということをお話してもらった方がいいかなと思っております。

谷口会長 ありがとうございます。

ただいま最後に、このマスタープラン改定原案についての基本的な哲学と申しますか、そういうことをお話しいただいたというふうに私は理解いたしております。

もう時間になりますので、今回は第4回目、最後でございますが、21年10月23日第1回目、22年2月16日第2回目、22年9月10日第3回で、本日、23年2月17日第4回をもって、この改定原案についてお諮りいたしたいと思いますが、よろしゅうございませうでしょうか。

(「はい」の声あり)

谷口会長 それでは……

清水委員 すみません、会長。ちょっと私どもの会派では、区長が出してきた「おおた未来プラン10年」とか、それから「大田区基本構想」に意見を述べさせていただいている関係がありまして、それに則った都市計画マスタープランですので、ちょっと今、この場で賛成というのは厳しいんですが、今日決めて終結ということですか。

谷口会長 はい。ただ、今日決めるということは、今日たくさんいろいろな指摘がありましたことを、もう一度、事務局としてご検討いただいて、盛り込むということを含めて、ご理解をいただきたいという意味です。

といいますのは、今年度内にマスタープランの改定をいたすという時間的な運びになっております。例えば、最近のマンションの高層化などの課題に対する行政としての取組みの方向性など、本日承りましたご意見に関しましては、十分に事務局として検討いただき、かつ、もしお許しがいただければ、私も改定委員会を代表し、まとめ役の立場として入らせていただいて、本日出ましたご意見をまとめてまいりたいと思っております。本日のご意見も含めたものとして、採決をさせていただければという私のお願いでございます。いかがでございませうか、そういう形で。

清水委員 はい。

谷 口 会 長 ありがとうございました。

それでは、本日のご意見を含めた形でまとめ上げるということをご理解いただきましたことで、大田区都市計画マスタープランの改定（大田区決定）については、本案をもって大田区都市計画マスタープラン（改定案）とすることが適切である旨を答申いたしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

（「はい」の声あり）

谷 口 会 長 ありがとうございました。

それでは、ご異議がないようでございますので、本案をもって、大田区都市計画マスタープラン（改定案）とすることが適当である旨、答申いたします。

以上でございます。よろしゅうございますでしょうか。

（「はい」の声あり）

谷 口 会 長 ありがとうございました。

都市計画マスタープランは、二次元で表現されているんですが、中身の課題というのは立体的な多角的な形で浮かび上がっているわけございまして、それぞれが無関係ではなく、互いに強く関係しています。

池添先生がおっしゃるように、区民の皆様に理解をしていただいて、良いマスタープランを持続的に作り上げていくという努力を日々重ねていかなければならないという思いでございます。本日は本当にお忙しい中、貴重なご意見、最後のまとめとしてのご意見も含めまして、ご指導賜りましたことを心から御礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは、事務局として何か。

鈴 木 幹 事 特に報告事項はございませんので。

谷 口 会 長 それでは、第 147 回大田区都市計画審議会を閉会いたします。
ありがとうございました。

午後 3 時 50 分閉会